建設工事の発注者・受注者の皆様へ
建設工事の適正な取引にご協力をお願いします

請負代金の適正化に向けて（不当に低い請負代金の禁止 【建設業法第19条の3】）

請負代金が不当に安いと次のおそれが生じます

- **施工品質の低下**（手抜き工事や不良工事が発生）
- **事故の発生**（安全対策がおろそかになり公衆災害や労働災害等が発生）
- **賃金の抑制**（下請業者へのしわ寄せにより労働者に十分な賃金が行き渡らない）

このような場合は不当に低い請負代金と判断され建設業法違反となるおそれがあります

- 発注者が、自らの予算額のみを基準とするなど、**合理的根拠なく、請負代金の額を決定**する（いわゆる「指値」）。
- 追加工事に係る費用について、**必要な増額変更を行わず、受注者に費用を負担**させる。
- 発注者の責めに帰すべき事由により生じた**損害を受注者に負担**させたり、**過度なアフターサービス**（経年劣化に起因する不具合など）**を受注者に負担**させる。
- 設計図書と現場の状況が異なっていた場合に、**契約を変更せず追加作業を受注者に無償で行わせる**。
- 発注者との価格協議に際し、見積総額で協議したため、結果として**必要な法定福利費が確保できない**。

これらの事例は、「正常な商習慣に照らして不当に受注者に不利益を与える行為」です。
公正取引委員会は取引上の地位が相手方に優越している事業者が、一方的に取引を実施する場合に当該取引の相手方に正常な商習慣に照らして不利益を与える行為を「優越的地位の濫用」として独占禁止法によって規制しています。

工期の適正化に向けて（著しく短い工期の禁止 【建設業法第19条の5】 ）

工期が著しく短いと次のおそれが生じます

- **長時間労働の発生**（限られた施工日数で施工するため労働者の長時間労働が発生）
- **施工品質の低下**（施工を急ぐことにより施工品質が低下）
- **事故の発生**（作業者の長時間労働による疲れが生じたり施工を急ぐあまり、公衆災害や労働災害等が発生）

このような場合は著しく短い工期と判断され建設業法違反となるおそれがあります

- 発注者が、早期の引渡しを受けるため、受注予定者に対して、当該工事を施工するために**通常必要と考えられる工期よりも著しく短い期間を示し、当該期間を工期とする契約を締結**する。
- また、**当初定めた工期を変更する際、通常よりも著しく短い期間を工期とする請負契約を締結**する。

適正な工期設定のためにどうしたらよいですか？

- 工期設定にあたっては、降雨・降雪日や台風などの自然要因、週休２日の確保、関係者間の調整や行政機関への申請など、**工期に影響を与える様々な要素を考慮して下さい**。
- また、各工程に後れを生じさせるような事象などについて受注者から報告を受けた場合は、不可抗力のように受発注者の責に帰すことができないものかを特定し、**受発注者間で協議して必要に応じて変更契約を行って下さい**。

◆お問い合わせ先◆
三重県県土整備部建設業課建設業班
電話番号　059-224-2660

建設業法について詳しくお知りになりたい方は
「建設業者のための建設業法」をご覧下さい
https://www-pref-mie-lg-jp.cache.yimg.jp/common/content/001087259.pdf

請負契約の適正化に向けて（重要事項を記載した書面契約【建設業法第19条】）

建設業法では、請負契約の締結にあたり以下の15項目を書面に記載し署名又は記名押印をして相互に交付することを義務付けています（法第19条）

①工事内容

②請負代金の額

③工事着手の時期及び工事完成の時期

④工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

⑤前払金又は出来高払の時期及び方法

⑥当事者の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

⑦天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

⑧価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

⑨工事の施工により第３者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

⑩注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

⑪注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引き渡しの時期

⑫工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法

⑬工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容

⑭各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

⑮契約に関する紛争の解決方法

請負契約の締結にあたっては、上記重要事項を網羅した「建設工事標準請負契約約款」の使用に努めて下さい(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000092.html)

（参考）令和６年４月１日から建設業に適用された時間外労働の上限規制

平成３１年４月１日に改正労働基準法が施行され、建設業では令和６年４月１日から時間外労働の上限規制が適用されました。

違反した場合は、罰則（６か月以下の懲役または３０万円以下の罰金）が科されるおそれがあります。

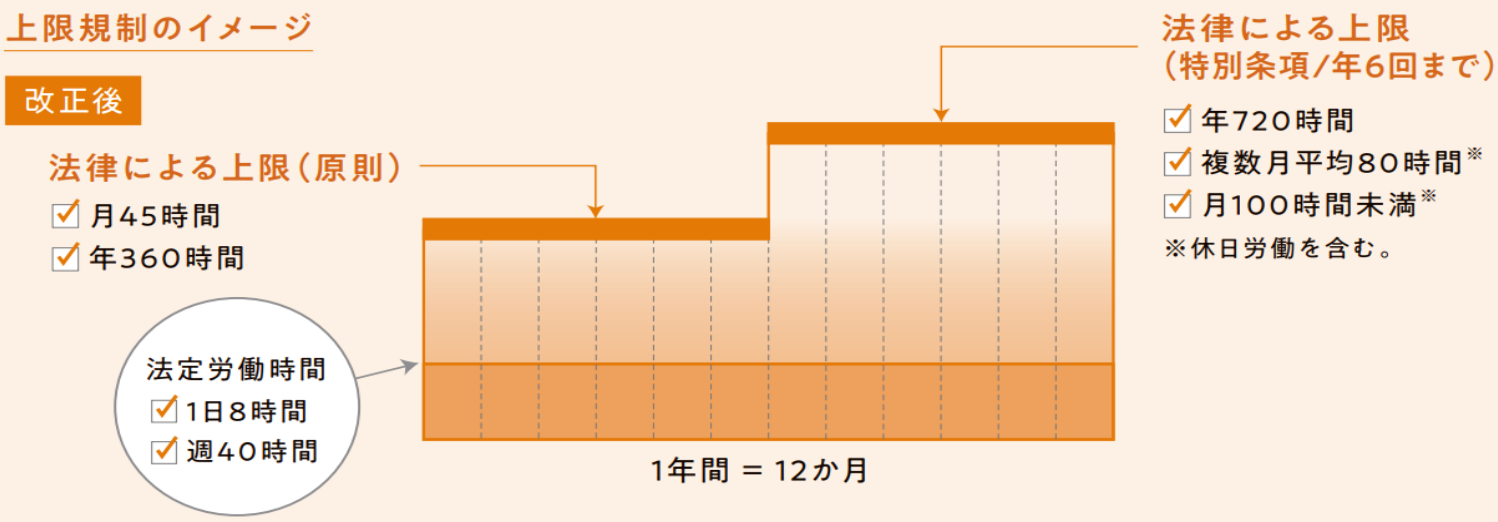

詳しくは、厚生労働省ホームページ「適用猶予業種の時間外労働の上限規制特設サイト」をご覧ください
https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/construction_company.html